

国保組合加入者に対する所得調査の実施について

厚生労働省から、各国保組合加入者の所得水準に応じた国庫補助金を算定するため、令和4年度所得調査を実施することが通知されました。これは令和3年度実施予定が新型コロナウイルスの影響により1年延期されたものです。

当組合は、厚生労働省が指定した方法により無作為に抽出した約2,000世帯の組合員及びその家族の令和4年度市区町村民税にかかる課税標準額について、登録頂いたマイナンバーを利用して取得し厚生労働省へ報告します。

なお、所得情報が取得できなかった場合は、所得課税証明書等の書類のご提出を依頼することがあります。

取得した情報は、この調査以外には一切使用せず、また厳重に管理いたしますので、みなさまのご理解をお願いします。



所得調査のためにマイナンバーを利用することは、
国の定める法令に基づくものです。